

議案第52号説明資料

令和2年11月30日

大磯町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

資料

制定概要	1
制定内容	1
長期継続契約の適用例	2
長期継続契約の対象とならない契約の種類	2

大磯町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

1 制定概要

地方自治法第 234 条の 3 の委任を受けた、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 に定める「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。」を追加する法令改正が平成 16 年に行われ、複数年にわたる契約について、長期継続契約を活用することができるようになったことで、契約方法の幅が広がり、柔軟な対応ができるため、本条例を制定するものです。

2 制定内容

第 1 条（趣旨）

地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定に基づいて、長期継続契約を締結することができる契約に関し、必要な事項を定めます。

第 2 条（長期継続契約を締結することができる契約の種類）

長期継続契約を締結することができる契約の種類について定めます。

第 3 条（契約の期間）

長期継続契約を締結することができる契約の期間について定めます。

附則第 1 項（施行期日）

この条例は、公布の日から施行することについて定めます。

附則第 2 項（適用区分）

この条例の適用は、令和 3 年 4 月 1 日以後に履行される契約から適用することについて定めます。

3 長期継続契約の適用例

条例第 2 条で規定する長期継続契約を締結することができる契約の種類については、規則で定め、下表のとおりとします。

（1）物品を借り入れる契約（条例第 2 条第 1 号）

	条例上の事項	本町における主な適用例
①	OA機器ソフトウェアを含む電子計算機及びその他の情報機器類	電子計算機、各種システムの借上げ
②	複写機その他の事務用機器類	複写機、シュレッダー、電話機・ファクシミリ、紙折機、プリンタの借上げ
③	船車	公用車のリース 等
④	その他物品	AED機器、防犯カメラ、LED照明の借上げ 等

(2) 経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約（条例第2条第2号）

	条例上の事項	本町における主な適用例
①	庁舎等の清掃業務、警備業務その他施設・設備等の管理	清掃業務委託、機械警備業務委託、緊急通報システム事業委託、施設設備に係る管理委託
②	物品の借入れに関する契約及び役務の提供を受ける契約に掲げる物品の保守	電子計算機、各種システム、清掃業務等に係る物品の保守委託

4 長期継続契約の対象とならない契約の種類

長期継続契約の対象とならない契約の種類については、下表のとおりとします。

	対象とならない契約の種類
①	債務負担行為を設定している契約
②	指定管理者制度に基づく協定
③	契約期間内の金額が確定していない契約
④	契約期間が1年以内の契約 なお、1年以内の契約とは、12ヶ月以内の契約とします。